市電罷業と強制調停

市電罷業に對して、警視廳は、多少諧謔の色はあり乍ら、結局強制調停にまで行く旨を決めたやうに察せられるが、如何に事態は比較的穏和でも、帝都公益企業の重大な故障に關し、法の規定に從つて調停委員會開設の手續を採るのは當然である。何分整理案は市會の正式な議決をも受けず、僅かに從業員一萬餘首、給料四割五分減、再任用と切り出したのであり、然もそれは此際支給される退職手當の一時金を加へると、市側の示す試算方式では事實一割八分の減率にしか當らぬと言ふのに對し、從業員側はこれをインチキ試算だと呪詛して居るのである。何分原案が巧妙複雜を極めて居るだけに、どちらの說明が眞か僞か、すぐ判るだけでも、調停委員會の正式な審議は歡迎すべき理由がある。殊にその審議に關する市會當然の權限を市長が無視し、市會の多數派を引込めると共に、從業員側からも市會の場合においては同更の事といはねばならぬ。

たゞ今度の場合は、從業者側双方の主張に余りの隔りがあり、果して速かに調停の好果を收め得るか多分の疑ひがある。調停に對しては從業者側の東交部、職員部にも難色あり、市當局及びこれを支持する市會議員側のこれを喜ばぬのは勿論、當時の反對陣營にとつても明かである。而してこれに反對する理由の主なるものは、警視廳原案の調停委員會はともすれば目前の紛議解決促進のみに心を奪はれて、一時の氣休めに類する妥協案を強ふる傾向があり、ために經濟事業の解決としては却つて禍根を後日に殘すといふにあるが、これは調停委員會成立の場合、責任者の頂門一針として注意すべき點であらう。

想ふに解決完成を短時日に期するのは至難であらう。若し根本原案を發見せんとせば、規定の十五日の期間は無論短きに失する。故にこの際の處置としては、調停委員會は中途半端な妥協案に腐心するよりは、寧ろ二種の休戰條約案を調製し、市當局と從業員側からも引込めると共に、從業員側からも同更の人件費整理を認めしめ、更に出直して市政市財政全般に關せしめて市電更生案を練り直す事とし、その結果を見る日まで、白紙狀態に還つて一日も早く平和に就業回復をなす途を講ずべきであり、調停委員會としてはそれで一應の幕を閉ぢる外はない。或は曰はん、市電財政危機の急は一日も根本解決の遲延を許さずと。然し整理案は獨り三百六十萬圓の人件費整理のみではない。これに併行して一億の整理案を作る四百萬圓の公債借換でも、百萬圓の電力自給案でも、みな右から左へおいそれとは運ばないもの許りである。勞働者の整理のみを、一日も早くと急く結果は、他の併行整理條件が不成就の際、結局整理の全重量を擔ふ者は勞働者ばかりといふ事になる。昭和七年の市電罷業の際にもそれがあつた。當時の人員手當整理案には公債肩替り案が併行したのであるが、後者の方はその後一向實現しないではないか。整理がたゞ最小抵抗力の方にのみ集中する不公平を防ぐ上からでも、突如人員整理案を發表して即刻実行を求める道理には反對せざるを得ない。

從業員側に勧告するのは、調停委員會設置と共に罷業を休止することである。法律上は無論罷業休止の義務はない。然しこの際調停委員會に信賴して速かに就業するのは、立場を新たにして市電更生案の創造に協力する所以であり、又市民の同情感謝に酬ゆる所以でもある。吾人は市當局が問題を再考する雅量を切望すると共に、この點また深く東交組合幹部の猛省に訴へたいのである。

違法の獨裁

市電の從業員整理のために要する二千萬圓の起債許可は、目下内務省で審議中の由であるが、經濟上の問題を離れ、純法律の立場から内務省はこの起債案を何と見るか、興味を以て眺める。

この起債案は市會に付議せず市長が專決し、その旨を市會に報告したに止まる。無論その當否上市會の議決を要する事項たるは疑ひない。たゞ市制第九十一條に「市長に於て市會を招集するの暇なしと認むる時は市長は市會の權限に關する事件を市參事會の議決に付することを得」の規定がある。故に急施の場合の暇なければ、市參事會に付議ができる。然るに市參事會に關しては市制第九十三條に規定があつて、「市參事會に於て議決すべき事件に關し緊急の場合を要する場合に於て市參事會成立せざる時又は市長に於て之を招集するの暇なしと認むる時は市長は之を專決し次回の會議に於て之を市參事會に報告すべし」とある。即ち今度の場合市長の執つた專決處置は二重であつて、元來市會に付議すべきをこれに代るべき市參事會すら招集の暇なしとして、獨斷專行したのである。

然しかやうな重大事項を聽るのに、小人數の市參事會すら招集する暇なかつたとはどうしても信ぜられない。何も震火災の緊急施設といふのではなし、市電更生案といふ重大な議案を議するのである。これは明かに市制違反だと解するが、その報告を聞き流しにした市會大多數の議員は、恐に市會の權限を擁護したのであり、只の議案過否みとは全然性質を異にする。

市長と市議有力者が陰でこそ〳〵市政を私議して、市の議決權の權能が全然停止せられる事になる。この違法性、これに由て生ずる一種の隱病な獨裁性は、市電問題を離れて、一つの獨立した重要問題を形作ることと思ふ。